

■日時 平成31年3月25日（月）16:00～17:30

■場所 TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール13A

■議事

○佐々木医事課長 定刻より少し前でございますけれども、先生方は、もうおそろいでございますので、ただいまから、第6回「医道審議会」を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙の折、お集まりいただきまして御礼を申し上げます。

私、厚生労働省医政局医事課長の佐々木でございますが、会長選出までの間、議事進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、初めに委員の御紹介をさせていただきます。

お名前を五十音順に資料1の名簿に沿って読み上げさせていただきますので、お手数ではございますが、一言御挨拶をいただければ幸いです。

では、資料1でございますけれども、赤池昭紀委員でございますが、少しおくれて御出席の予定でございます。

続きまして、市川幾恵委員でございます。

○市川委員 市川でございます。

保健師助産師看護師の分科会をさせていただいています。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○佐々木医事課長 続きまして、一戸達也委員でございます。

○一戸委員 一戸と申します。

東京歯科大学から参りました。歯科医師の臨床研修部会の担当をしております。

よろしくお願いいたします。

○佐々木医事課長 続きまして、遠藤久夫委員でございます。

○遠藤委員 遠藤でございます。

国立社会保障・人口問題研究所に勤めております。

よろしくお願いいたします。

○佐々木医事課長 続きまして、萱間真美委員でございます。

○萱間委員 萱間でございます。

聖路加国際大学から参りました。保健師助産師看護師分科会でお世話になっております。

よろしくお願いいたします。

○佐々木医事課長 続きまして、木下牧子委員でございます。

○木下委員 山口県下関市から参りました、木下牧子です。

3月から審議会の委員に任命されました。国家試験の幹事委員をやっておりました関係で選ばれたと思うのですが、まだ、右も左もわかりませんので、どうか、よろしくお願いいたします。

○佐々木医事課長 続きまして、桐野高明委員でございます。

○桐野委員 桐野でございます。

医師臨床研修部会、その他、幾つか委員をさせていただいております。  
よろしく願いいたします。

○佐々木医事課長 続きまして、楠岡英雄委員でございます。

○楠岡委員 国立病院機構の楠岡でございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

医道分科会に参加させていただいております。

○佐々木医事課長 続きまして、柑本美和委員でございますが、本日、御欠席でございます。

さらに、才藤栄一委員も御欠席でございます。

続きまして、澤充委員でございます。

○澤委員 澤充と申します。

医師分科会に所属しております。

よろしく願いいたします。

○佐々木医事課長 清水貴子委員でございます。

○清水委員 静岡県にございます、聖隷福祉事業団の清水と申します。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○佐々木医事課長 続きまして、田上順次委員でございます。

○田上委員 田上でございます。

東京医科歯科大学から参りました。歯科医師分科会を担当させていただいております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○佐々木医事課長 続きまして、中谷晴昭委員でございます。

○中谷委員 千葉大学の中谷でございます。

医師分科会の委員をさせていただいております。

よろしく願いいたします。

○佐々木医事課長 次に、西真弓委員でございます。

○西委員 奈良県立医科大学から参りました、西真弓と申します。

死体解剖資格審査分科会に所属しております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○佐々木医事課長 続きまして、西原達次委員でございます。

○西原委員 九州歯科大学から参りました。歯科医師分科会ほかを担当させていただいております。

よろしく願いいたします。

○佐々木医事課長 次に、羽鳥裕委員でございます。

○羽鳥委員 日本医師会の常任理事の羽鳥と申します。

医師分科会とか臨床研修部会とかをやっております。

よろしく願いいたします。

- 佐々木医事課長 次に、深山正久委員でございます。
- 深山委員 東京大学の人体病理学の深山でございます。  
死体解剖資格審査分科会を担当しております。  
よろしく願いいたします。
- 佐々木医事課長 次に、福井トシ子委員でございます。
- 福井委員 日本看護協会の福井でございます。  
どうぞ、よろしく願いいたします。  
保健師助産師看護師分科会を担当しております。
- 佐々木医事課長 次に、藤宗和香委員でございます。
- 藤宗委員 藤宗和香でございます。  
よろしく願いいたします。  
医道分科会でいろいろやらせていただいております。
- 佐々木医事課長 次に、堀憲郎委員でございます。
- 堀委員 日本歯科医師会会長を務めております、堀憲郎と申します。  
よろしく願いいたします。
- 佐々木医事課長 三浦宏子委員でございます。
- 三浦委員 国立保健医療科学院の三浦でございます。  
歯科医師分科会に所属して活動しております。  
どうぞ、よろしく願いいたします。
- 佐々木医事課長 峰ひろみ委員でございます。
- 峰委員 首都大学東京法科大学院から参りました、峰と申します。  
よろしく願いいたします。
- 佐々木医事課長 宮本千津子委員でございます。
- 宮本委員 東京医療保健大学千葉看護学部の宮本でございます。  
保健師助産師看護師分科会を担当しております。  
どうぞ、よろしく願いいたします。
- 佐々木医事課長 山本信夫委員でございます。
- 山本委員 日本薬剤師会の山本でございます。  
薬剤師分科会を担当しております。  
どうぞ、よろしく願いいたします。
- 佐々木医事課長 横倉義武委員でございます。
- 横倉委員 日本医師会会長の横倉でございます。  
医道分科会を担当しています。  
よろしく願いいたします。
- 佐々木医事課長 以上、26名の方々に委員をお願いいたしております。  
次に、厚生労働省側の出席者でございますが、吉田医政局長は、急遽、別業務が入った

ため、おくれたの出席予定でございます。

次に、資料の確認を申し上げます。

お手元、議事次第、資料1、先ほどの名簿でございます。

資料2、資料3、参考資料が多数ございますが、1から17までということでございます。

それから、座席表というようなものを配付しているところでございます。

資料の欠落等ございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

よろしゅうございましょうか。

資料が大部で申しわけございません。もし、途中で欠落等ございましたら、お知らせくださいませ。

では、議事のほうに入らせていただきます。

具体的に議事に入ります前に、今回、新たに委員をお願いした先生方もおられますので、この審議会の規定等について若干御説明をさせていただきたいと思っております。

医道審議会につきましては、中央省庁等の改革を推進するため、平成11年4月27日に閣議決定されました、審議会等の整理合理化に関する基本的計画に基づき、医道審議会、医師歯科医師の行政処分と、医療関係者審議会、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復等審議会を統合して、平成13年1月6日に設置したものでございます。

これまで、医道審議会総会は、平成13年1月26日、平成21年3月18日、平成25年3月28日、その後、平成26年度、看護師特定行為・研修部会の設置と、今年度、医師専門研修部会の設置に1回ずつ持ち回りで開催をしております、今回は第6回となります。

本審議会の具体的な構成及び関係規定について、資料2により、日巻課長補佐から説明をさせていただきます。

○日巻医事課長補佐 事務局の日巻でございます。

資料2のほうで説明させていただきます。

おめぐりいただいて1ページ目、これが審議会の構成になります。

医道審議会の下に、医道分科会、医師分科会、歯科医師分科会、保健師助産師看護師分科会、理学療法士作業療法士分科会、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会、薬剤師分科会、死体解剖資格審査分科会、この8つの分科会があります。それぞれの分科会に、御案内のとおり、部会が設置されております。

本日、お集まりの委員の皆様につきましては、このいずれかの分科会に御参画をいただく形で従来からっております。

2ページ目になります。

厚生労働省設置法になります。

この設置法の中の医道審議会の規定についてお示ししているものです。

第10条にありますように、医療法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法、看護師等の人材確保の促進に関する法律、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、薬剤師法、死体解剖保存法、精

神保健及び精神障害者福祉に関する法律、それぞれの規定により、その権限に属された事項を処理することと定められております。

3 ページ目になります。

医道審議会令になります。

具体的に医道審議会の組織等について規定されております。

第1条で、委員は30人以内、審議会には、臨時委員、専門委員を置くことができるということになっております。

第2条で、委員については、厚生労働大臣が任命する。

第3条で、委員の任期は、2年となっております。

4 ページ目に移りますが、第4条では、審議会に会長を置き、委員の互選により選任するということになっております。

5条は、各分科会と、その所掌事務を規定しておりまして、次の5ページまで続いておりますが、表の下のほうに6項がありますけれども、審議会は、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができるということになっております。

6条では、部会を置くことができるということになっております。

部会に属する委員については会長、分科会におかれる部会にあっては分科会長が指名するということになっております。

6条のところの6項で、部会の議決をもって審議会の議決とすることができるということになっております。

少しおめくりいただいて、8ページになりますが、医道審議会運営規程になります。

第2条で、分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員の数が定められております。

9ページになりますが、第4条で、分科会に置かれる部会と、各部会の所掌事務、委員、臨時委員及び専門委員等が、次のページの10ページに示されているとおりになります。

説明は、以上です。

○佐々木医事課長 医事課長でございます。

大まかではありますが、医道審議会に関する規定、概略を御説明いたしました。

それでは、具体的な議事に入りたいと思いますが、議事の1は、会長選出及び会長代理の指名でございます。

先ほどの医道審議会令第4条にありますとおり、審議会に会長を置き、委員の互選により選任をすると規定されておりますので、会長の選出をお願いしたいと思います。

選出の方法については、委員の互選という形になっておりますので、お諮りしたいと思います。

いかがでしょうか。

遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 遠藤でございます。

それでは、私から推薦をさせていただきたいと思います。

医道審議会委員を初めといたしまして、多数の委員会の委員の御経歴をお持ちで、また、医学者としても豊富な学識、御経験をお持ちの独立行政法人国立病院機構理事長の楠岡委員が御適任ではないかと思えます。

○佐々木医事課長 ただいま、遠藤委員から楠岡委員に会長をお願いしたらどうかとの御発言がございましたが、いかがでございましょうか。

(拍手起こる)

○佐々木医事課長 それでは、御異議がない様子ですので、楠岡委員に、本審議会の会長をお願いしたいと存じます。

それでは、以降の議事運営につきましては、会長をお願いいたします。

楠岡委員には、席の御移動をお願いいたします。

○楠岡会長 ただいま会長に御推挙いただきました、楠岡でございます。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいりたいと思えます。

審議会令第4条3項に、会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代行するとされており、この会長代理につきましては、藤宗委員をお願いしたいと思えますので、どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○藤宗会長代理 ただいま御指名を受けました、藤宗でございます。

前回の審議会から会長代理を務めてまいりまして、今回は交代かなと思っておりましたが、御指名ですのでお引き受けさせていただき、引き続きよろしくをお願いしたいと思えます。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○楠岡会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、現在、医道審議会に設置されております、分科会の活動状況につきまして報告をしていただきたいと思います。

事務局から、お願いいたします。

○佐々木医事課長 医事課長でございます。

資料3及び参考資料に基づきまして、各分科会の活動状況につきまして、所管する担当課室より御報告させていただきます。

○曾我試験免許室長 試験免許室長の曾我と申します。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料3の1ページをごらんいただきたいと思います。

最初に医道分科会の御説明になります。

所掌事務につきましては、1番に書いてあるとおりでございますが、医師法や歯科医師法に基づきまして、免許の取り消し、あるいは業務停止などの処分を行うほか、医療法に基づきまして、標榜可能な診療科名の審議などを行っていただいております。

活動状況でございますが「(1) 医道分科会」でございます。

医師及び歯科医師の行政処分、それから、取消処分を受けた者に対する再免許の妥当性、これらについて審議をいただくため、平成30年度は、6月と9月と1月の年3回分科会を開催いただきました。

30年の6月には、医師34名に対する行政処分について諮問がなされ、34名に対して行政処分を行う旨の答申をいただいております。

同じく30年の9月につきましては、医師10名、歯科医師8名に対する諮問がなされまして、医師7名、歯科医師4名に対する処分を行う旨の答申をいただいております。

31年の1月には、医師17名、歯科医師7名に対する行政処分について諮問がなされまして、医師13名、歯科医師7名に対する行政処分を行う旨の答申がなされまして、いずれについても答申どおりの行政処分を決定しております。

続きまして(2)でございますが、診療科名標榜部会でございます。

現在、事案がないため開かれてはおりませんが、直近では、平成20年の2月に開催されまして、その際は、総合科・総合医の標榜について御審議をいただいております。

続きまして(3)でございます。麻酔科標榜資格審査部会でございます。

こちらの部会では、医療法に基づき、麻酔科を標榜するための厚生労働大臣の許可に当たりまして、審議会の意見をお聞きするというところで、本部会におきまして、個別審査を行っていただいているところでございます。

こちらの部会につきましては、おおむね3月、7月、11月の年3回開催をいただいております。

平成30年では、3月に235名、7月に142名、11月に88名のそれぞれ審査を行っていただいております。

医道分科会については、以上でございます。

続きまして、資料の2ページをごらんください。

医師分科会についてでございます。

所掌事務については、資料のとおりでございますが、医師法に基づいて、医師の国家試験などに関する事、また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づきまして、精神保健指定医資格の審査に関する事を所掌していただいております。

活動状況でございますが「(1)医師分科会」でございます。

医師国家試験について、試験の方針、合否決定などについて審議を行っていただいております。年2回分科会を開催しております。

30年では4月に、この2月に行われました第113回の医師国家試験の方針決定を行っていただいております。

それから、ことしの2月9日、10日の2日間で医師国家試験が行われましたが、3月8日に、この試験の合否決定、それから、新年度の医師国家試験予備試験の方針決定を行っていただいております。

続きまして「(2)医師臨床研修部会」でございます。

こちらの部会では、臨床研修病院の指定あるいは指定の取り消しに関する審議のために、年1回開催をいただいております。

また、臨床研修制度の内容に関する審議を行うため、必要に応じて開催をいただいております。

ことしの2月に開催した部会におきましては、基幹型臨床研修病院の指定が2件、指定の取り消しが12件などにつきまして、審議を行っていただいております。

それから、医師の臨床研修制度の見直し。これについては、2020年度の研修から適用予定でございますが、これにつきまして、臨床研修の実施状況あるいは診療能力の習得状況などを把握して、到達目標や評価のあり方についての検討を目的として設置をされましたワーキンググループ、それから、この部会におきまして、関係者からのヒアリングなどを行っていただきまして、議論を重ねていただいた結果、30年3月に報告書を公表していただいたところでございます。

「(3) 医師専門研修部会」でございます。

この部会につきましては、医師の研修を行う団体に対しまして、医療提供体制の確保や、研修機会の確保の観点から意見・要請を行うに当たりまして、考慮・検討すべき事項などについて幅広く御審議をいただいております。

30年度におきましては、9月に第1回を開催しまして、医師法施行規則の一部を改正する省令案などについて審議を行っていただきました。

その後、第2回以降につきましては、医療提供体制の確保や、研修機会の確保の観点から審議を行っていただきまして、本日までに合計5回開催いただいたところでございます。

続きまして、資料の3ページでございます。

最初に「(4) 医師国家試験K・V部会」でございます。

この部会では、実際に出題されました医師国家試験問題の内容の妥当性を確認いただくということで、年1回開催をいただいております。

ことしに入りまして、3月に2月の第113回医師国家試験の問題の妥当性について御審議をいただきました。

「(5) 医師国家試験事後評価部会」でございます。

この部会につきましては、医師国家試験の評価に関する事案が生じた場合に開催を予定しております。

「(6) 医師国家試験改善検討部会」でございます。

この部会では、医師国家試験の出題方法、内容、形式などについて御審議をいただくために、おおむね4年ごとに部会を開催しております。

直近では、平成26年から27年までの間に8回部会を開催いただきまして、現行の国家試験に関する評価を行うとともに、合格基準の考え方など、国家試験の改善事項について御審議をいただきました。

その御審議を踏まえまして、平成27年4月に医師分科会に御報告をいただいております。



これに関しましては、参考資料3をお配りしております。そちらを御参照いただければと思います。

参考資料3といたしまして、報告書をつけさせていただいております。

簡単に御説明いたしますが、平成26年6月に設置をされました本部会におきまして、国家試験に関する評価、それから、改善事項の検討を開始していただきまして、臨床現場からのヒアリングあるいはワーキンググループでの議論を含めまして、都合8回にわたり御検討をいただきました。

その結果として、平成27年3月に報告書として公表されているものでございます。

ポイントだけ御説明いたしますと、卒前教育の充実を踏まえまして、より臨床能力を重視するという観点から、一般問題の出題数を見直して、臨床的な応用力を問う問題を出題するなどの御提言がなされております。

また、従来、医師国家試験の出題数が500題で3日間にわたって試験を実施しておりましたが、先ほどの出題数の見直しに伴いまして、試験の日数を3日間から2日間にするよう報告されております。

参考資料につきましては、以上でございます。

恐縮でございますが、資料3に戻っていただきまして、資料の3ページの(7)に戻させていただきます。

「(7) 医師国家試験出題基準改定部会」でございます。

医師国家試験の出題基準の改定につきまして、先ほどの検討部会の報告を踏まえて御審議をいただくため、こちらの部会につきましても、おおむね4年ごとに部会を開催しているところでございます。

直近では、27年4月の改善検討部会の報告を受けまして、27年11月から4回この部会を開催していただきまして、出題基準の改定について御審議をいただいたところでございます。

そして、医師国家試験出題基準平成30年版として取りまとめて、平成28年4月の医師分科会に報告をいただいたところでございます。

こちらにつきましても、参考資料4といたしまして、公表された出題基準の30年版をお手元にお配りしております。

これにつきまして、平成30年2月の医師国家試験より、この出題基準が適用されまして、この際に、試験日数を3日間から2日間、出題数を500題から400題へと変更して試験を実施したところでございます。

それから、資料3の「(8) 精神保健指定医の資格審査部会」でございます。

精神保健指定医の指定及び指定の取り消しについて審査をいただくため、こちらの部会につきましては、おおむね年2回開催をいただいております。

平成30年では、8月に部会を開催いただきまして、精神保健指定医の指定申請者200名に対する指定について諮問がなされまして、御審議の結果、139名を指定する旨の答申をいた

だいております。

それから、厚生労働大臣が定める精神障害及び程度の一部を改正することについても、あわせて諮問がなされまして、審議の結果、改正について了承する旨の答申をいただいたところでございます。

同じく30年の11月に部会が開かれておりまして、こちらにつきましては、参考資料5をお手元にお配りしております。

参考資料5としまして、精神保健指定医資格審査部会のケースレポート、評価基準をお配りしております。

こちらにつきましては、指定医の資格の不正取得の再発防止あるいは指定医としての資質の確保を目的としまして、制度の見直しとしまして、口頭試問の導入、それから、ケースレポートの見直し、それから、指導医の要件などの見直し、これらの見直しを行いつつ、平成31年、ことしの7月以降の申請分より、その見直しを適用することとしております。

これに伴いまして、精神保健指定医の新規申請に係ります、この部会の審査に当たりまして、評価基準としまして、ケースレポート及び口頭試問の評価基準ということで、平成30年11月にこの部会で御決定をいただいているものでございます。

参考資料5の御説明については、以上でございます。

資料3に戻りまして、3ページの下のほうになります。

31年2月にも、この部会を開催いただきまして、指定申請者300名に対する指定、それから、1名に対する指定をしないこと、それから、指定1名に対する指定の取り消しまたは職務の停止の処分について諮問がなされまして、御審議の結果、219名を指定、1名について指定しない、1名について指定の取り消しとするという旨の答申をいただいたところでございます。

医師分科会につきましては、以上でございます。

○楠岡会長 ありがとうございます。

今、分科会の活動状況を御報告いただいている途中でございますけれども、赤池委員が到着されましたので、一言御挨拶をお願いいたします。

○赤池委員 和歌山県立医科大学の赤池でございます。

薬剤師部会のほうで部会長を務めております。

本日は、PMDAのほうの会議がありまして、少しおくれまして申しわけございませんでした。

よろしく願いいたします。

○楠岡会長 ありがとうございます。

また、吉田局長が到着されておりますので、吉田局長から、一言いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○吉田医政局長 医政局長の吉田でございます。

医道審議会の御挨拶に伺うべきところ、国会の要務もございまして、このような間に挟まった形で申しわけございません。

また、委員の皆様方におかれましては、平素より、それぞれのお立場から、この医道審議会という8つの分科会を通じて、それぞれの医療関係職種の資格管理や、質の基本のところを押さえていただいている審議会における御審議あるいは昨今で申し上げれば、医師の偏在対策でありますとか、専門性の確保という意味での専門研修のあり方など、それぞれの部会をもって御議論をいただいておりますこと、心から御礼申し上げたいと思います。

また、今回、26人おられます委員の方々のうち、木下牧子委員、そして、三浦宏子委員という、お二人の新しい委員をお迎えするとともに、17人の委員の皆様方の再任をお願いし、御了解をいただいたところでございます。今後とも、私ども事務局として、精一杯努めさせていただきます。

この医道審議会の、これからの運営につきまして、よろしく御願い申し上げたいということ、一言御挨拶申し上げさせていただきます。

今後とも、よろしく御願い申し上げます。

○楠岡会長 ありがとうございます。

なお、吉田局長は、この後、別業務のため、途中退席されるということですので、御了承のほど、よろしく御願いたします。

○吉田医政局長 大変申しわけございません。よろしく御願い申し上げます。

○楠岡会長 それでは、引き続きまして、分科会の活動状況の御報告をお願いいたします。

○田口歯科保健課長 歯科保健課長の田口でございます。

私のほうからは、歯科医師分科会の活動状況について、御報告をさせていただきます。

資料3の4ページと5ページをもとに御説明をさせていただきます。

まず、歯科医師分科会の所掌事務でございますけれども、歯科医師法の第10条第2項で規定をされてございます、歯科医師国家試験または歯科医師国家試験予備試験の科目、それから、実施、合格者の決定方法並びに歯科医師法第16条の2、第3項で規定されてございます、歯科医師臨床研修病院、診療所の指定または指定の取り消しに係る事項についての所掌事務という形になってございます。

次に、活動状況でございますけれども、まず、2.の「(1) 歯科医師分科会」でございますが、歯科医師分科会につきましては、歯科医師国家試験並びに歯科医師国家試験予備試験の方針、合否の決定等につきまして、御審議をいただいております。

毎年4月と翌年の3月の年2回開催させていただきます。

今年度は、去る2月に実施されました、第112回歯科医師国家試験につきまして、昨年の4月20日に方針決定を、また、本年3月1日に合否決定と、次期の歯科医師国家試験予備試験の方針決定を行ったところでございます。

続きまして「(2) 歯科医師臨床研修部会」でございますが、この部会につきましては、

歯科医師臨床研修の臨床研修施設の指定と指定の取り消し、また、臨床研修プログラム等の研修内容に関しまして御審議をいただいております。

毎年2回程度開催をさせていただいておりますが、平成30年度におきましては、4回、この部会を開催させていただきました。

そのうち、8月と11月に開催いたしました2回の部会では、臨床研修施設の新規指定76件、指定取り消し82件、新規プログラム等の審査94件を行っていただいたところでございます。

また、7月と12月に開催いたしました、2回の部会では、平成33年度に予定をされてございます、歯科医師臨床研修の制度改正に係る議論を行っていただいたところでございます。

続きまして「(3) 歯科医師国家試験K・V部会」についてでございます。

この部会につきましては、歯科医師国家試験の問題の内容の妥当性を確認するために、毎年国家試験終了後に1回開催をさせていただいております。

本年度は、先ほどお話をさせていただいた第112回歯科医師国家試験の問題の妥当性につきまして、2月27日に御審議をいただきました。

続きまして「(4) 歯科医師国家試験事後評価部会」につきましては、歯科医師国家試験の評価に関する事案が生じた場合に開催することと予定されてございます。

5ページになりますが「(5) 歯科医師国家試験制度改善検討部会」につきましては、おおむね4年ごとに歯科医師国家試験の出題方法、内容あるいはその形式等につきまして、御審議をいただくために開催をしております。

直近では、平成27年の10月から平成28年3月までの間に、7回部会を開催いたしまして、歯科医師国家試験の改善事項についての検討を行い、平成28年3月29日に意見を取りまとめたところでございます。

その意見取りまとめの報告書につきましては、参考資料6におつけしてございますので、後ほど、御参照いただければと思っております。

簡単に報告書の内容を御説明させていただきますと、出題数、従来、365問からあったものを360問へ、また、出題基準につきましても、例えば、高齢化等による疾病構造の変化に伴う歯科診療の変化に関する内容でありますとか、あるいは地域包括ケアシステムの推進、あるいは多職種連携等に関する内容の充実、そういったところを取りまとめたところでございます。

なお、来年度より、次期の制度改善に向けての議論を開始することと予定をしております。

次に「(6) 歯科医師国家試験出題基準改定部会」につきましてはでございますが、この部会も、おおむね4年ごとに歯科医師国家試験の出題基準の改定について議論をするために開催をさせていただいております。

直近では、平成28年の歯科医師国家試験制度改善部会の報告書を受けまして、平成28年

9月から5回にわたりまして開催をさせていただきました。

その具体的な、最終的な内容につきましては、参考資料7として添付させていただいてございますので、後ほど、御参照いただければと思っております。

なお、次期の改定につきましては、次期制度改善部会の報告を受けまして、平成32年度から議論を開始する予定としてございます。

歯科医師分科会の報告は、以上でございます。

○島田看護課長 つづきまして、保健師助産師看護師分科会について御説明をさせていただきます。

看護課長の島田と申します。よろしくお願いたします。

資料の6ページでございます。

この分科会につきましては、保健師助産師看護師法、そして、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づきまして、御審議いただいているところでございます。

「2. 活動状況」でございます。

「(1) 保健師助産師看護師分科会」でございます。

こちらは、保助看国家試験における試験の方針、合否判定等の審議を行っていただいている分科会でございます。

平成30年度におきましては、30年4月16日に保健師助産師看護師国家試験の方針の決定を行っていただきました。

そして、この3月8日に、それぞれの国家試験の合否決定を行っていただきまして、3月22日に合格発表を行ったところでございます。

また、このほか、平成27年12月21日に、保助看学校養成所指定規則の入学要件の改正の決定をいたしました。

こちらの内容といたしましては、参考資料8をおつけしておりますけれども、看護師課程の2年、通信制の入学要件につきましては、従来、10年以上としておりましたものを7年以上と改正をいただいたところでございまして、平成30年4月からの適用がなされております。

そして、平成29年3月には、国家試験出題基準改定部会の報告を行っていただいております。こちらにつきましては、後ほど、改めて説明をさせていただきます。

「(2) 看護師等確保基本指針検討部会」でございます。

こちらにつきましては、基本指針について検討の必要が生じた場合に開催予定となっております。

「(3) 看護倫理部会」でございます。

保健師助産師看護師の行政処分等について審議をするため、おおむね年1回開催をいただいております。

平成30年度におきましては、平成31年1月16日に、保健師、看護師34名に対する行政処分について諮問がなされまして、審議の結果、24名に対する行政処分、そして、10名に対

する行政指導とする旨の答申がなされたところでございます。

続きまして「（４）保健師助産師看護師国家試験K・V部会」でございます。

それぞれの国家試験の問題内容の妥当性について検証をいただいております、採点除外等の取り扱いをされるといった御審議をいただいております、年1回開催をしております。

今年度は、3月4日に、先に行いました国家試験の問題内容の妥当性について御審議をいただいております、その結果といたしまして、看護師国家試験について3問の採点除外等の取り扱いをしまして、国家試験の合格発表という形になっております。

続きまして、7ページでございます。

7ページの冒頭の（４）は、済みません、重複でございますので、（５）を説明させていただきます。

「（５）保健師助産師看護師国家試験事後評価部会」でございます。

こちらは、試験の評価に関する事案が生じた場合に開催予定となっております。

「（６）保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会」でございます。

こちらは、試験問題の出題方法、内容、形式等について審議をするため、おおむね4年ごとに部会を開催しております。

直近ですと、平成27年9月から部会を開催していただきまして、試験における諸課題及び改善すべき事項について検討を行っていただきまして、平成28年2月22日に意見を取りまとめたところでございます。

意見の概要につきましては、参考の9として、本日、おつけしておりますので、後ほど、御参照いただければと思います。

「（７）保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会」でございます。

試験の出題基準の改定について御審議いただくということで、こちらにつきましても、おおむね4年ごとに開催をいただいているものでございます。

直近としましては、平成28年5月から部会を開催していただきまして、平成29年3月10日に分科会のほうに報告をいただいているところでございます。

参考資料10に、この報告をつけておりますけれども、出題の改正点、主な事項といたしましては、人口構造ですとか、疾病構造など、社会背景などを踏まえつつ、看護を取り巻く状況の変化に伴い、より重要となる教育内容に関する項目の精選と充実を図ったといったような出題基準の改正をいただいております。後ほど、御参照いただければと思います。

こちらの出題基準ですけれども、平成30年2月の国家試験より適用となっております。

続きまして「（８）看護師特定行為・研修部会」でございます。

こちらの部会につきましては、平成26年9月に設置されております、看護師特定行為・研修に係る研修制度、指定研修機関の基準及び指定等について御審議をいただいているところでございます。

平成30年度におきましては、8月、そして、31年2月に持ち回り開催をしております、

指定研修機関の指定、取り消しについて御審議いただいているところでございます。

また、平成29年6月26日より、この制度の推進についての御検討をいただいております。平成30年12月14日に意見を取りまとめたいただきました。

この意見の取りまとめにつきましては、本日、参考資料11をおつけしておりますので、後ほど、御参照いただければと思います。

以上でございます。

○曾我試験免許室長 続きまして、資料の8ページをごらんください。

理学療法士作業療法士分科会でございます。

所掌事務につきましては、資料のとおりでございますが、理学療法士及び作業療法士法の国家試験に関する事。それから、行政処分に関する事、この分科会で所掌いただいております。

活動状況でございますが、(1)の分科会でございます。

国家試験について試験の方針、それから、合否決定などについて年1回分科会を開催して御審議をいただいております。

31年の3月に分科会を開いていただきまして、第54回、今般の理学療法士、作業療法士国家試験の合否決定、それから、第55回の理学療法士作業療法士国家試験の方針決定を、これは、32年2月の実施分でございますが、方針決定を行っていただいたところでございます。

あわせて、30年3月には、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正につきまして御審議をいただきまして、改正することが適当である旨の答申をいただいております。

これにつきましては、参考資料12として改正概要をつけさせていただきます。

簡単に御説明いたしますと、前回、改正が平成11年で行ったので、約18年経過したということで、その見直しを行うということで、平成29年に検討会を設置しまして、その検討会で臨床実習の拡充あるいは臨床実習指導者や専任教員の講習会の受講の義務化など、要件見直しについて御議論をいただきまして、平成29年に報告書として取りまとめをいただいております。

この報告書を踏まえまして、30年3月に本分科会で審議を行って答申をいただいたという流れになってございます。

(2)でございますが、倫理部会の御説明でございます。

こちらの部会におきましては、免許取り消し、あるいは名称使用停止処分、それから、再免許の付与について御審議いただくために、おおむね3月ごろに年1回開催している部会でございます。

ことしの3月には、理学療法士2名、作業療法士1名に対する行政処分について諮問がなされまして、御審議の結果、理学療法士2名、作業療法士1名に対して行政処分を行う旨の答申をいただいております。

「(3) 理学療法士作業療法士国家試験出題基準作成部会」でございます。

こちらにつきましては、国家試験の出題基準の改定について御審議をいただくため、おむね5年ごとに部会を開催いただいております。

直近では、平成25から平成26年にかけて5回部会を開催いただきまして、御審議をいただき、平成26年3月に分科会に報告をしたというところでございます。

これにつきましては、出題基準を参考資料13としてお配りしておりますので、後ほど、ごらんいただければと思います。

こちらの出題基準につきましては、平成26年9月に28年版の出題基準として公表されまして、平成28年の試験から適用されているところでございます。

8ページについては、以上でございます。

○佐々木医事課長 医事課長でございます。

続きまして、資料3の9ページ「医道審議会あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会」のことについて御報告申し上げます。

所掌事務は、医道審議会令により設置されまして、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律及び柔道整復師法の規定により審議会の権限に属された事項を処理するというところでございます。

活動状況でございますけれども、平成28年10月31日に審議会を開催しまして、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書案及び柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書案について審議を行いまして、両報告書のとおり養成施設につきまして、規則を改正するという結論を得ております。

具体的な改正の内容につきましては、参考資料14、こちらがあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師に係る学校養成施設認定規則改正の概要でございます。

総単位数の引き上げ、最低履修時間の設定、そして、臨床実習のあり方、専任教員の見直しなどの見直しを行っております。

また、柔道整復師学校養成施設指定規則等の改正でございますが、こちらは、参考資料15でございます。

こちらも総単位数の引き上げ、最低履修時間の設定、そして、専任教員数の見直しなどを行っておるところでございますが、また、御参照いただければと思います。

また、資料3の9ページに戻っていただきますと、平成29年9月13日から25日に審議会を持ち回り開催いたしまして、あん摩マッサージ指圧師養成所の設置計画1件について審議を行いまして、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第19条第1項に規定する「視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認めるとき」ということに該当するというので、この設置計画を認定しないということが適当であるとの結論を得ていただいていると、こういうようなことでございます。

9ページに関しましては、以上でございます。



○鳥井医薬・生活衛生局総務課長 続きます、資料3の10ページです。

薬剤師分科会について御説明いたします。

薬剤師分科会の所掌事務でございますが、薬剤師法の規定によりまして、審議会の権限に属された事項、具体的には、薬剤師の行政処分ですとか、薬剤師国家試験の実施、合格者の決定等に関し御審議いただくこととなっております。

活動状況でございますが、2の「(1) 薬剤師分科会」でございます。

これは、薬剤師国家試験の施行方針、合否決定などについて審議するため、年に2回開催をいたしております。

今年度は、30年8月1日から3日かけて待ち回りで書面開催をし、第104回薬剤師国家試験の方針の決定を行いました。

また、本年3月13日に同国家試験の合格者の決定を行いました。

次に「(2) 薬剤師倫理部会」でございますが、薬剤師の行政処分に関する審議を行うために設置をしております、本年度は2回開催しております。

30年6月15日に、薬剤師1名に対する行政処分について審議を行い、業務停止処分を行う旨の答申がなされております。

30年11月1日に薬剤師10名に対する行政処分について審議を行い、免許取り消し等の行政処分を行う旨の答申がなされております。

次に「(3) 薬剤師国家試験K・V部会」でございますが、これは、国家試験の問題内容の妥当性の審議のために設置されております、毎年3月に開催をいたしております。

今年度は、本年3月8日に、第104回国家試験の問題内容の妥当性について審議を行いました。

ページをめくっていただきまして「(4) 薬剤師国家試験事後評価部会」でございますが、これは、国家試験の実施後に試験問題の適正性、妥当性などについて評価を行うために設置をされております、毎年8月ごろに開催をいたしております。

今年度は、30年8月17日に開催をいたしまして、昨年度に行われました、第103回国家試験についての評価を行いました。

次に「(5) 薬剤師国家試験制度改善検討部会」でございますが、薬剤師国家試験の出題基準、出題形式等についての制度改善方策についての審議を行うために設置をされております。

これは、必要に応じて開催されております、直近での開催は、平成27年2月から平成28年1月までの間に7回開催されております。

このときの部会では、平成25年12月に改定され、平成27年度の入学生から適用された薬剤教育モデル・コアカリキュラムに対応した試験を作成するために、新たな出題基準、出題形式等について審議をいたしまして、平成28年2月に薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針を取りまとめております。

これは、参考資料16として添付させていただいておりますので、後ほどごらんください。

この基本方針自体につきましては、適用時期は、モデル・コアカリキュラムが適用される27年度入学生が卒業いたしますと、平成32年度の国家試験から適用ということになっておりますけれども、2点ほど、既に先行して適用されておりますので、ちょっと口頭で簡単に御紹介いたします。

1点は、合格基準についてでございますが、これは、得点率による、絶対基準から平均点と標準偏差を用いた相対基準により合格者を決定するとされまして、これは、平成28年度の国家試験から適用されております。

もう一つは、いわゆる禁忌肢の導入でございますが、薬剤師として選択すべきではない選択肢を含む問題を新たに導入するというところで、今年度の国家試験から適用されております。

戻りまして、11ページの「(6) 薬剤師国家試験出題基準改定部会」でございますが、これは、国家試験の出題基準の改定について審議をするために設置をされてございまして、これも必要に応じて開催となっております。

直近では、平成28年8月から10月までの間に、2回の部会と3回のワーキンググループが開催されまして、薬学教育モデル・コアカリキュラムに対応した出題基準を作成するための審議をいたしました。

その結果は、平成28年12月に薬剤師国家試験、11月に薬剤師国家試験出題基準を取りまとめられております。これは、参考資料17として添付をしておりますが、平成32年度の国家試験から適用するという予定でございます。

薬剤師分科会の説明は、以上でございます。

○曾我試験免許室長 それでは、資料の12ページをごらんください。

死体解剖資格審査分科会でございます。

こちらの分科会につきましては、死体解剖保存法の規定に基づきまして、死体解剖資格の認定、それから、取り消しについて御審議を行っていただいております。

年3回、会合審査が1回、書類審査が2回、都合3回でございますが、分科会を開催いただいております。

30年度につきましては、126名の資格認定について諮問がなされまして、御審議の結果、114名に対して認定を行う旨の答申をいただいたところでございます。

死体解剖資格審査分科会については、以上でございます。

○楠岡会長 ありがとうございます。

ただいまの分科会、部会の報告につきまして、何か御意見、御質問がございましたら、お願いしたいと思います。

どうぞ。

○横倉委員 精神保健指定医のところですが、一昨年でしたか、大変多くの指定医を取り消しせざるを得なかったということで見直しが行われたと思っておりますが、その見直しされる前に、取り消しの原因となったのが、8つの症例を提出するというところで、その8つの症

例の提示の方法とか、経験症例の考え方など、都道府県の指導もあったのですが、少し異なった運用があったみたいで、その混乱がもとで、そういう処分につながったようなお話があったかと思いますが、今回の見直しで、そこら辺は全国一律で整理をされたかどうかということをお聞きしたいと思います。

○曾我試験免許室長 事務局でございますが、申しわけございません。きょうは、担当課が来ておりませんので、済みません、詳しいことはわからないので確認させていただきたいと思います。

○楠岡会長 ほかにございますか。よろしゅうございますか。

そうしましたら、ほかに御意見、御質問等がないようですので、本日の議題といたしましては、以上ということになるかと思えます。

どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうから、何かございますでしょうか。

○佐々木医事課長 特段ございません。

○楠岡会長 ありがとうございます。

それでは、これで閉会とさせていただきます。

本日は、年度末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。

今後とも、どうぞ、よろしく願いいたします。

(了)

<照会先>

医政局医事課総務係

直通電話：03-3595-2196